

# 1 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

## 提案事項

### (1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

### (2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、地方の自由度を拡大すること。

## (提案の理由)

### 現状

- 平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入された。
- 平成27年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現したが、農地の土地利用に関する規制緩和等は進展していない。

### 課題

- 平成28年5月に成立した第6次地方分権一括法により移譲される事務の円滑な引継ぎや「提案募集方式」、「手挙げ方式」による更なる事務・権限移譲や規制緩和も課題となっている。
- 義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。また、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和等を早期に実現する必要がある。

## 2 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、環境省
-------	----------------------------

### 提案事項

#### (1) 地方交付税の総額確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係経費の自然増や地方創生、人口減少への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げ、必要な地方一般財源総額を確保すること。  
 なお、平時モードへ切替えを進めるとされた歳出特別枠については、これまで果たしてきた役割を踏まえ、実質的に額を確保し、必要な歳出を確実に計上すること。
- ② 地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 平成28年度の地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、地方税が増収となる中で、16.7兆円と前年度から約0.1兆円の減にとどまり、地方の一般財源総額については、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円が措置された。
- 地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠については、縮小となるものの、自治体情報システム改革などの重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策のための経費への振替を含めると、実質的には前年度と同水準が確保された。別枠加算については、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止となった。
- 折半対象財源不足額が大幅に減少したことにより、臨時財政対策債が約0.7兆円の減となり改善されているが、臨時財政対策債発行額は依然として高い水準にあり、今後も引き続き多額の発行が見込まれるなど、地方財政制度の構造的な問題は解決していない。

##### 課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、血の滲むような行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

**提案事項****(2) 社会保障の安定財源確保**

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進める所存であるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 国民健康保険の見直しに当たり、将来にわたり持続可能な制度の確立に向け、様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

**(提案の理由)****現状**

- 社会保障と税の一体改革については、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」が成立し、少子化対策、医療、介護等の制度改革が順次進められている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。
- 平成30年度から国民健康保険の財政運営主体を市町村から都道府県に移すことなどを柱とした医療保険制度改革法が平成27年5月27日に成立した。国民健康保険の財政運営で都道府県が中心的な役割を果たすよう見直すほか、国による財政支援の強化や、制度の安定化が進められるが、制度や運用の詳細については、今後、具体化される。

**課題**

- 現行制度のままで推移した場合、社会保障関係経費（地方分）は、毎年度7千億円程度の自然増が見込まれており、地方だけの努力で財源を捻出し、制度を維持することは不可能である。

## 提案事項

### (3) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続するとともに、地域再生計画で複数年度の事業期間が認められたものについては期間内の交付額が担保され、確実な事業実施が可能となる仕組みとすること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国の平成28年度予算において「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、平成27年度補正予算において、「地方創生加速化交付金」(国費1,000億円(国10/10))が措置された。
- 平成27年度地方財政計画において、地方創生のために必要な経費として新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成28年度においても引き続き1兆円が確保された。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされた。ソフト事業のうち概ね5割程度は、標準的な経費として普通交付税により、残りは事業費に応じて特別交付税により措置される予定。ハード事業については、地方債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定。
- 「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて(平成28年4月20日 内閣府地方創生推進事務局)」によると、「地域再生計画の事業期間については複数年度(～5カ年度)も可能とすることとし、翌年度以降も、KPIの達成状況等を検証した上で交付金を交付しうる仕組みとし、安定的・継続的に事業を執行できるようにするものである。」とされており、事業期間内の採択は担保されているものではない。

#### 課題

- 地方においては、待ったなしの課題である少子化対策の抜本強化や東京圏一極集中の是正等に向け、様々な施策に早急に取り組む必要があり、地方創生関連事業への十分な財政措置は、地方創生を実現するためには不可欠である。

## 提案事項

### (4) 県費負担教職員の給与負担に対する地方財政措置

県費負担教職員制度の見直しに係る地方財政措置については、指定都市所在道府県と指定都市の合意を踏まえ、齟齬が生じないよう適切に講じること。

また、地方財政計画における単価と交付税単価に乖離が生じており、地方に超過負担が生じていることから、地方交付税において給与費単価を地方財政計画上の単価に引き上げた上で適切な財政措置を講じること。**新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成25年11月14日に、政令指定都市所在道府県と政令指定都市との間で、県費負担教職員の給与負担等が道府県から政令指定都市に移譲されることに対する財政措置として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から政令指定都市に個人住民税所得割の2%の税源移譲が行われることで合意した。
- また、この合意の中で、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定するといった要望も盛り込まれている。
- 地方財政計画における給与費の単価は小学校・中学校教職員が361千円、高等学校教職員が370千円であるのに対し、交付税単価はそれぞれ340千円、329千円と地方財政計画上の単価よりも低い。当県の給与費の水準は地方財政計画の単価に近く、結果として、超過負担が生じている実態がある。

#### 課題

- 合意の前提として、道府県・政令指定都市の双方にとって財政的な影響が出ないよう、国が適切な地方財政措置を講じることを求めていることから、地方財政制度を所管する国は、双方が納得するしっかりとした対応をとるべきである。
- 基準財政需要額に適切に積み上がるよう単価の乖離を是正すべきである。

## 提案事項

### (5) 車体課税の見直しの代替財源確保等

- ① 環境性能割で確保できない自動車取得税の廃止による減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないこと。  
**新規**
- ② 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う際には、地方財政に影響を及ぼす自動車税の減税は行わないこと。**新規**
- ③ 軽自動車税環境性能割の導入に伴う都道府県のシステム開発等の財政負担に対しては、十分な財政措置を講じること。**新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 消費税率8%への引上げ時において、自動車取得税は税率引下げ等が先行して実施され、減収となった。
- 消費税率10%への引上げ時においては、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税に関し自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入することとされ、これにより更なる減収となる見込みである。
- 平成29年度税制改正においては、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされた。
- 軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うこととされ、市町村から徴収取扱費（税収の5%）を都道府県へ交付することとされた。

#### 課題

- 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財源の安定が必要である。
- 自動車税の引下げは、広く国民に消費税率引上げを求めている中で大幅な減収となり、保有課税の性格を考えれば経済対策上の観点からの見直しは不適當である。
- 仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源を確保する必要がある。
- 軽自動車税環境性能割の導入に伴い、新たに軽自動車の個車情報を管理し、市町村に税を配分するシステムを構築する経費等が発生する。

## 提案事項

### (6) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策のための税財源の確保

- ① 税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理すること。**新規**
- ② 都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を踏まえて十分調整すること。**新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成28年度与党税制改正大綱において、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」とされた。
- 都道府県においては、35団体が課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている（平成26年4月1日現在）。対象税目・税率・使途等については、地方団体が住民の理解を得ながら、それぞれ独自に決定している。
  - 〔税目〕個人県民税及び法人県民税
  - 〔税率〕個人：年額300～1,200円を上乗せ(35団体)、所得割に0.025%を上乗せ(1団体)
  - 法人：年額500～88,000円を上乗せ(34団体)

#### 課題

- 国の地球温暖化対策のための税財源として、石油石炭税の税率の特例（上乗せ）が設けられているが、地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。
- 都道府県において独自に課税している森林環境・水源環境の保全を目的とした森林環境税等については、尊重されるべきである。